

東京都の居住支援法人の新たな指定について

東京都では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証などを行う法人を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第 59 条に基づき、東京都の住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しています。

このたび、新たに 2 法人を指定しましたので、お知らせいたします。

<新たに指定した居住支援法人>

法人名	ジェイリース株式会社
法人の住所	大分県大分市都町一丁目 3 番 19 号 大分中央ビル 7 F
支援業務を行う 事務所の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目 22 番 1 号 新宿スクエアタワー 2 F

法人名	特定非営利活動法人居住支援フェアライフ協会
法人の住所	東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 新宿センタービル 38 階
支援業務を行う 事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 新宿センタービル 38 階

※ 居住支援法人制度の概要や法人一覧等は、こちらをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien



(問合せ先) 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課
直通 03-5388-3320